

宿毛市公告第16号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宿毛市契約規則（昭和45年宿毛市規則第19号）第6条の規定により公告する。

令和3年4月26日

宿毛市長 中平 富宏

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和3年度 建第2号(危)
宿毛市津波避難タワー建設工事(駅前公園)
- (2) 工事場所 高知県宿毛市駅前町2丁目
- (3) 工事概要 敷地面積：1672.64㎡
主要構造：鉄骨造
階数：2階建て（1部3階建て）
延床面積：469.14㎡
用途：津波避難タワー
工事範囲：建築工事、電気設備工事、
外構工事（付帯工作物を含む。）
- (4) 工期 本契約の成立日から令和4年3月31日まで
（繰越手続予定。繰越承認時の工事期間は1年）

2 工事施工方式

- (1) 本工事は、宿毛市建設工事共同企業体取扱要領第6条第1項第3号による特定建設工事共同企業体施工方式とする。ただし、第3項および第6項に示す「単体事業者（本入札に単独で参加する事業者。以下同じ。）」の資格要件を満たす者は、特定建設工事共同企業体施工方式としてだけでなく、単体事業者として入札に参加することができる。
- (2) 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成方式とする。
- (3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2者とし、その組み合わせは、第4項に示す「代表構成員」の資格要件を満たす1者、及び第5

項に示す「その他の構成員」の資格要件を満たす1者との組み合わせとする。なお、すべての構成員が第3項に示す資格を満たすこと。

3 入札に参加する者に必要な資格及び特定建設工事共同企業体の構成員となる者及び単体事業者に必要な資格に関する事項等

(1) 次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 令和3年度宿毛市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分の措置期間中でない者であること。

エ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、宿毛市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていない者であること。

(2) 構成員および単体事業者は当該工事について他の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

4 特定建設工事共同企業体の「代表構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 四国内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者又は四国内の営業所等を受任者とする者で、入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録がされている者

(2) 令和3年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における「建築一式工事」の格付けがA等級の者。ただし、宿毛市に主たる営業所がある者についてはA等級の者又はB等級の者

(3) 「建築一式工事」に関して、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。

(4) 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 申請日において代表構成員に3カ月以上雇用されている者

イ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）

でないこと。

ウ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

5 特定建設工事共同企業体の「その他の構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項

第3項に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 建設業法に基づく「建築一式工事」の許可を受けている主たる営業所の所在地が宿毛市内の者で、入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録がされている者

(2) 令和3年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における「建築一式工事」の格付けがA等級又はB等級の者であること。

(3) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

ア 申請日においてその他の構成員に3カ月以上雇用されている者

イ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）でないこと。

ウ 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

6 「単体事業者」としての入札参加に必要な資格要件に関する事項

(1) 宿毛市内に主たる営業所を置く者で、入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の登録がされている者

(2) 令和3年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における「建築一式工事」の格付けがA等級又はB等級の者

(3) 「建築一式工事」に関して、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。

(4) 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

ア 申請日において本単体事業者に3カ月以上雇用されている者

イ 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）

でないこと。

ウ 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

7 特定建設工事共同企業体の出資比率

- (1) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (2) その他の構成員の出資比率は、30%以上とすること。

8 本競争入札の参加希望者は、第11項に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、単体事業者として参加を希望するものについては、第11項第2号の書類の提出を必要としない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者ならびに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

9 入札参加資格審査申請書等の交付

- (1) 交付期間 令和3年4月26日（月）から令和3年5月24日（月）までの（土、日、祝日を除く。）午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

- (2) 交付場所 宿毛市役所 2階 都市建設課 建築住宅係
又は宿毛市ホームページよりダウンロード可能

10 入札参加資格審査申請書等の受付

- (1) 受付期間 令和3年4月26日（月）から令和3年5月31日（月）までの（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

- (2) 受付場所 宿毛市役所 2階 都市建設課 建築住宅係
- (3) 提出方法 持参のこと。

※提出予定日時を事前にご連絡ください。

- (4) その他

ア 申請書および資料の作成に係る経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、本入札以外の目的には使用しない。

ウ 提出された資料は、返還しない。

1 1 申請にあたって提出が必要な書類

(1) 共同企業体の場合は、入札特定建設工事共同企業体参加資格審査申請書（第1号様式）。単体事業者の場合は、一般競争入札参加申出書（第1号の2様式）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）、使用印鑑届、特定建設工事共同企業体委任状の原本

(3) 単体事業者又は代表構成員の特定建設業の許可証明書の写し及び特定建設工事共同企業体の場合は、その他の構成員の建設業の許可証明書の写し（入札時に有効であるもの）

国土交通省あるいは都道府県知事発行の建設業の許可通知書の写しでも可。

(4) 最新の経営事項審査結果通知書の写し（共同企業体の場合は代表構成員のみで可）

(5) 監理技術者・主任技術者の資格及び経歴（別紙2） ※構成員別に提出

(6) 特定建設業共同企業体の場合は第4項第4号及び第5項第3号、単体事業者の場合は、第6項第3号の各要件を満たす者であるかを判断できる挙証資料一式 ※構成員別に提出

（例：各資格者証・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証及び健康保険証等の写し）

1 2 競争入札参加資格の決定

市長は令和3年6月1日（火）までに競争入札参加資格の有無について一般競争入札参加資格確認通知書により申請者に通知するものとする。

1 3 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

(1) 第3項から第6項に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 4 設計図書等の閲覧方法及び質疑書の受付方法等

(1) 設計図書等の閲覧方法 下記により閲覧に供する。

閲覧期間 令和3年4月26日(月)から令和3年5月24日(月)
まで

閲覧方法 宿毛市ホームページおよび宿毛市役所2階閲覧室
閲覧室については土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までを除く

(2) 質疑書の受付方法 メールにより受け付ける。質疑書の送信を行った際には必ずその旨を電話連絡すること。

質問期限 令和3年5月24日(月)午後5時まで

回答時期 令和3年5月31日(月)午後5時までに宿毛市ホームページにて回答する。

質問先 都市建設課 建築住宅係

メールアドレス：kensetu@city.sukumo.lg.jp

TEL：(0880)63-1120

1 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月7日(月) 13時30分から

(2) 場所 宿毛市役所 3階 第3会議室 (宿毛市桜町2番1号)

※入札時には必ず一般競争入札参加資格確認通知書の写しを提出のこと。

1 6 予定価格

445,200,000円(消費税および地方消費税を除く。)

1 7 最低制限価格 有

1 8 入札保証金 免除

1 9 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証とし

て、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

20 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

21 入札の無効

宿毛市契約規則第18条の規定に該当する入札は無効とする。

22 契約条項を示す場所

宿毛市役所2階閲覧室および宿毛市ホームページ

23 契約の締結

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年宿毛市条例第11号）第2条の規定により、当該工事の契約については、議会の議決が必要であるため、議決を得るまでの間仮契約を締結し、議決後、請負契約の効力発生通知書の通知をもって本契約とする。

※本契約は、6月議会閉会日以降（7月上旬）となる予定です。

- (2) 支払い条件

ア 前払金 あり（※契約金額の10分の4を超えない範囲内とす

る。)

イ 部分払 あり

ウ 中間前払金 あり（部分払いとの併用は不可）

2.4 契約締結後の留意事項

- (1) 建設労働者の確保及び適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。
- (2) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達について、優先的に宿毛市内業者の活用に努めること。

2.5 その他

- (1) 入札書・委任状の様式については、宿毛市役所ホームページよりダウンロードにて使用すること。
- (2) 宿毛市ホームページにある一般競争入札参加者の入札心得を熟読しておくこと。
- (3) 当工事の入札時に使用する「工事費内訳書」の様式については、宿毛市ホームページによりダウンロードして使用すること。

2.6 問い合わせ先

- (1) 入札に関すること

〒788-8686

高知県宿毛市桜町2番1号

宿毛市役所2階 総務課 契約係

TEL (0880) 63-1111 FAX (0880) 63-6370

メール: keiyaku@city.sukumo.lg.jp

- (2) 工事内容に関すること

〒788-8686

高知県宿毛市桜町2番1号

宿毛市役所2階 都市建設課 建築住宅係

TEL (0880) 63-1120 FAX (0880) 63-0174

メール: kensetu@city.sukumo.lg.jp